

(公 印 省 略)
令和3年4月20日

各 位

邑楽町長 金子 正一
(都 市 建 設 課)

邑楽南地区地区計画制度施行の周知について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本町の都市計画行政につきましては、ご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、町では都市計画法第12条の4及び12条の5に基づき、標記の「邑楽南地区地区計画」を令和3年5月1日から施行いたします。また、本計画の施行に併せて、「邑楽町地区計画区域における建築物の制限に関する条例」も施行されます。本計画及び条例が施行されますと、開発許可・建築確認等について、従前とは異なる制限が課せられることとなり、法に基づく町への届出の義務も発生いたします。

つきましては、町ホームページにおいて、制度の詳細を掲載しておりますので、でも内容についてご確認いただけたらと存じます。

記

【町ホームページアドレス】

・地区計画制度について（邑楽南地区）

https://www.town.ora.gunma.jp/s035/020/070/district_plan.html

以上

邑楽町役場 都市建設課 都市整備係 中村・小林

TEL：0276-47-5031（直通）